

令和8年度教育相談員（会計年度任用職員） 採用選考実施要領

令和8年6月8日
世田谷区教育委員会
学 務 課

- 1 採用職種 教育相談員（会計年度任用職員）
- 2 職務内容 帰国・外国人児童・生徒が安心して充実した学校生活をおくることができるよう、以下の業務について行う。
 - （1）国外からの帰国予定の児童・生徒の受け入れ体制や手続き等に関する相談
 - （2）帰国・外国人児童・生徒の日常的な学校生活への適応に関する相談（帰国後、学校生活における不適応に対する心理的カウンセリングも含む）
 - （3）帰国・外国人生徒の進路（指導）相談（高校進学に関する相談等）
 - （4）帰国・外国人児童・生徒の保護者に対するカウンセリング（家庭でのコミュニケーション・学習指導等）
 - （5）各小・中学校からの帰国・外国人児童・生徒の受け入れや適応指導相談（訪問指導の派遣調整も含む）
 - （6）日本人の児童・生徒への国際理解教育に関する相談
 - （7）補習教室等の企画・運営・実績報告
 - （8）日本語指導員の派遣についての連絡・調整
 - （9）補習教室における外部指導員謝礼に関する事務
 - （10）その他、帰国・外国人教育相談室長の補佐
- 3 応募資格 次の要件をすべて満たす者。
 - （1）教員免許を取得していること。
 - （2）国際理解教育に対する深い知識と理解があること。
 - （3）帰国・外国人児童・生徒への適応指導や進路相談の経験と実績があること。
 - （4）世田谷区内の学校の地域性や状況に精通していること。
 - （5）学習面の相談だけでなく、日本での集団（学校）生活を送るための相談（カウンセリング）の役割を担えること。
 - （6）中学生の進路指導（帰国子女枠・外国人枠等）について知識と経験があること。
 - （7）任用期間において、世田谷区で「会計年度任用職員制度の『職』」として他に任用される予定がないこと。
 - （8）地方公務員法第16条等で選考を受けることができないとされている方（3頁参照）は応募できません。

- 4 勤務条件
- (1) 身分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）（世田谷区教育委員会任用）
 - (2) 任用期間 令和8年8月1日から令和9年3月31日
※勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、翌年度に再度の任用をする制度あり
 - (3) 報酬 報酬月額 247,680円（地域手当相当分含む。）
※令和8年度現在の額。また、一定の要件を満たす場合、期末勤勉手当を支給。
※条例等の規定に基づき別途通勤手当を支給
 - (4) 休暇 条例等に規定する休暇等の制度あり
 - (5) 勤務日数 月16日
※土曜日勤務あり
 - (6) 勤務時間 原則として、午前8時15分から午後5時00分まで
※水曜教室開催日は午前11時から午後7時45分、土曜教室開催日は午前9時から午後5時45分の場合もある。
※いずれも休憩時間60分
※原則超過勤務はないが、公務のために緊急の必要がある場合は、超過勤務を命じることがある。その場合、超過勤務手当を支給する。
 - (7) 勤務場所 帰国・外国人教育相談室（世田谷区立梅丘中学校内）
 - (8) 社会保険 健康保険、厚生年金保険の適用あり
 - (9) 雇用保険 雇用保険の適用あり
 - (10) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用あり

5 募集人数 1名

- 6 選考方法等
- (1) 一次審査：書類選考
令和8年6月下旬 一次審査選考の結果を通知
 - (2) 二次審査：面接選考
令和8年6月下旬～7月上旬 面接を実施
※詳細については、一次選考合格者に通知する。
 - (3) 選考結果
令和8年7月上旬～中旬 結果を通知

※選考結果に関する問い合わせには一切回答いたしません。

7 申込期間 令和8年6月8日（月）～令和8年6月22日（月）午後5時【必着】

- 8 申込方法 (1) 所定の申込書「教育相談員（会計年度任用職員）採用選考申込書兼履歴書」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」を申込期限までに学務課就学係へのご持参又は郵送によりご提出ください。
※ご持参の場合は、原則として土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までの受付となります。
- (2) 提出書類の内容に事実相違があった場合は、採用をお断りさせていただきます。
- (3) 履歴書には教員免許の種別、および学校における勤務歴を明記してください。
- (4) 応募書類に記載された個人情報等は、本選考目的以外には使用いたしません。なお、ご提出いただいた応募書類の返却はできかねます。予めご了承ください。
- 9 その他 (1) 地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合には懲戒処分等の対象となることがあります。
- (2) 勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

10 提出先・問い合わせ先

世田谷区教育委員会事務局 学務課 就学係
(世田谷区役所第2庁舎5階53番窓口)
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
電話 03-5432-2683

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。